

香川県工事請負契約約款の改正 について

■ 香川県工事請負契約約款の改正について

主な改正内容内容

①関連工事の調整について（第2条関係）

②「工期の変更」「請負代金の変更」「インフレスライドに関する協議」について（第23条～第25条関係）

③前払い金の使用等について（第37条関係）

香川県工事請負契約約款の改正について

①関連工事の調整について（第2条関係）

改正内容

第2条 ～（略）～

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施行につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。

香川県工事請負契約約款の改正について

② 「工期の変更」「請負代金の変更」「インフレスライドに関する協議」について（第23条～第25条関係）

改正内容

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条第1項の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第57条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第58条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

香川県工事請負契約約款の改正について

③前払い金の使用等について（第37条関係）

改正内容

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

■ 香川県工事請負契約約款の改正について

改正後の香川県工事請負契約約款掲載ページ

「関係規程集（入札・契約制度）」
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kitei.html>)

